

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（319））
2. 日 時：平成29年9月1日 15時15分～18時30分
3. 場 所：原子力規制庁 13階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡安全審査官、伊藤安全審査官

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官、石川技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福田発電管理室 副室長 他8名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 機械補修課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 補修部 機械補修課 担当

中国電力株式会社：電源事業部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』における、「原子炉格納容器の限界温度・圧力」について、これまでのヒアリングでの指摘を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 圧縮永久ひずみ試験の結果の値のばらつきと改良EPDMの品質管理上許容されるばらつきとの関係を整理して提示すること。
- フランジ部毎に形状、構造等の違いがあることに対して、ガスケットのシール能力が圧縮ひずみ率のみに依存するとしている点について、妥当性を整理して提示すること。
- 製品公差を考慮した各フランジ部の押し込み量評価について、各フランジ部の構造を示すとともに、トップヘッドフランジ部のガスケットについて設計変更の考え方を整理して提示すること。
- 製品公差を考慮したガスケットの押し込み量評価について、8月22日に示された保守的評価に対して評価方法を変更することの妥当性について整理し

て提示すること。

- トップヘッドフランジの取り付けに当たっての施工管理について、定期検査時に漏えい確認の観点から行うリーク試験について整理して提示すること。また、従前のシールでのリーク量の実績、トップヘッドフランジの凸部が現状でも均一性を保っているのか、特異変動の有無等の40年経過の実績について整理して提示すること。
- 所員用エアロックの扉板シール部について、シール材の高温劣化に対する評価の対象外とできることの妥当性を試験結果等による根拠を踏まえ整理して提示すること。なお、全体として説明に伴う根拠の提示が不足しているため、技術的根拠に基づく説明を行うこと。
- 200度、2Pd環境で用いる重大事故等対処施設の系統への影響について、各設備の適応環境との関係を整理して提示すること。
- 原子炉格納容器の構造評価について、説明方針を再度検討し、早急に提示すること。
- 評価対象としている配管貫通部の接続配管について、評価部位と原子炉格納容器バウンダリとの位置関係を整理して提示すること。
- 設計・建設規格を準用した評価結果について、各評価条件との関係を考慮し、妥当性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価（付録2 原子炉格納容器の限界温度・圧力）
- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の限界温度・圧力（指摘事項に関する回答）